公　　示　　日：2022 年 11 月 9 日（水）
調達管理番号：22a00647
国　　名：ネパール
担 当 部 署：ネパール事務所
調 達 件 名：ネパール国外国投資アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

（１） 担当業務　：外国投資アドバイザー
（２） 格　付　　：2 号
（３） 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

（１）全体期間：2023 年 1 月中旬から 2025 年 1 月中旬
（２） 業務人月：現地　12.67、国内　1.00、合計　13.67
（３） 業務日数：

- 第 1 次 国内準備 5 日、現地業務 55 日
- 第 2 次 国内準備 2 日、現地業務 73 日
- 第 3 次 国内準備 2 日、現地業務 73 日
- 第 4 次 国内準備 2 日、現地業務 73 日
- 第 5 次 国内準備 2 日、現地業務 73 日
- 第 6 次 国内準備 2 日、現地業務 33 日、国内整理 5 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

（４）前金払の制限
本契約については、契約履行期間が１２ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。
具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。
１）第１回（契約締結後）：契約金額の 20%を限度とする。
２）第２回（契約締結後 13 ヵ月以降）：契約金額の 20%を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２） 見 積 書 提 出 部 数：1 部
（３） 提 出 期 限：2022 年 11 月 24 日（木）（12 時まで）
（４） 提 出 方 法：電子データのみ
➢ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出５営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

✧ 評価結果の通知：2022 年 12 月 7 日（水）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：
① 業務実施の基本方針 22 点
② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
（２） 業務従事者の経験能力等：
① 類似業務の経験 40 点
② 対象国・地域での業務経験 8 点
③ 語学力 16 点
④ その他学位、資格等 10 点
（計 100 点）

類似業務経験の分野	民間セクター開発および外国貿易・投資に係る各種業務
対象国及び類似地域	ネパール及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

（２） 必 要 予 防 接 種 ：特になし

6. 業務の背景

ネパールは、新型コロナウイルス感染症拡大前まで過去10年間、年平均5%程度で安定的に成長を続けてきたが、近年の1人当たりGNI（ドル換算額）は1,190ドルと、他の南アジア諸国（インド1,920ドル、パキスタン1,270ドル、バングラデシュ 2,030 ドル、スリランカ 3,720 ドル）と比較して低位にとどまっている（世銀、2022）。ネパールの国内産業を見ると商業を含むサービス業（GDP比約50%）と農林水産業（同比約25%）が大きな比重を占めている。にもかかわらず、2020年の外国直接投資（FDI）は127百万ドル/年と他の南アジア諸国（インド64,362百万ドル、パキスタン 2,105 百万ドル、バングラデシュ 1,143 百万ドル、スリランカ434百万ドル）と比べて低い水準にある（世銀、2022）。

ネパールは中国とインドに四方を囲まれた内陸国であり、国土全体が山がちな地形で、こうした地理的条件が貿易上不利に働く場合が多い。このため、雇用吸収力や国際競争力の高い基幹産業が育ちにくく、産業基盤が脆弱で海外に職場を求める若年層も多く、同国の海外への出稼ぎ労働者は数百万人に上る。このため、従来型産業の農業や製造業に加え、既にネパール経済に大きく貢献しているサービス業等の拡大や、数百万人に上る海外出稼ぎ労働者の帰国後の支援体制を整備することによる国内産業振興や雇用拡大等にも検討の余地が残されている。加えて、金融サービスへのアクセス改善の観点から金融包摂も取り組み課題として挙げられる。一方、2020 年以来の新型コロナウイルス感染症拡大により、国内の主要産業である観光業等が影響を受け、160万から200万人相当の雇用が喪失されたと予想され、国民の収入低下が懸念されている。こうした国内産業の振興にあたっては、外国直接投資等を通じた海外からの資本流入・技術移転の促進や金融包摂による金融サービスへのアクセス改善も必要とされている。

上記の状況下、ネパール政府は第 15 次 5 ヵ年計画（2019 年～2024 年）において、中長期的には国内産業を育成し、国内雇用の創出増を目指しつつ同時に外国直接投資の拡大にも取組んでいる。外国直接投資の拡大推進は、産業・商業・供給省及びネパール投資庁（OIBN: Investment Board of Nepal）により担われているが、

両組織とも投資誘致は積極的に行うものの、法制度面での整備が遅れていることや、複数の省庁間の調整・法整備の一貫性に欠けていることから、海外投資家が不利益を被るケースも散見されている。一方で日本国内に目を転じると、在留ネパール人は2021年6月末時点で9万7千人超と韓国・朝鮮、中国、ベトナム、フィリピン、ブラジルに次いで多く、日本にとって既に重要な労働力となっている。こうした日本還流人材のネパール帰国後を見据えた支援として、既に日本で活躍するネパール人材の帰国後の起業・就業支援、日本在留ネパール人によるネパールへの投資促進、及び日本企業のネパールへの投資による雇用の受け皿作りを通じて日本とネパール両国で活躍する人材を育成し、ネパールへの投資の魅力増加、国内産業の活性化、雇用促進行うことも求められている。

かかる状況を踏まえ、JICAでは2014年から外国投資アドバイザーを派遣し、ネパールへの外国直接投資受入れ環境改善に取組んできた。アドバイザー派遣により外国投資受入れ先としてのネパールの認知度向上には一定程度の成果を残したものの、ネパール投資庁の更なる機能強化、外国投資家向け投資サービスの統合、日本企業のネパール進出促進、及び還流人材支援の観点からは、引続き協力の余地が残されている。

7. 業務の内容

本業務は、個別専門家派遣を通じ投資環境整備に係るカウンターパート機関（以下、「C/P機関」という）の能力向上支援を行い、以って、日本還流人材によるものも含むネパールへの投資促進にかかる課題や施策が 整理・共有されることにより、ネパールへの外国投資拡大、投資・ビジネス環境整備及び産業人材育成を支援することを目的とする。

具体的には、本業務従事者は、OIBNをC/P機関、産業・商業・供給省等を主要な関係機関とし、C/P 機関及び関係機関とともに以下の成果を達成するため活動を行う。

1. ネパールへの外国投資誘致のための外国投資政策の立案・実施、外国投資家に対するネパール投資に関する情報提供、及び投資誘致に向けたプロモーション活動に関する技術移転を行う。
2. 産業・商業・供給省や経済特区庁との協調を促進し、外国投資家に対するサービス統合、情報提供及び効率化を図る。
3. 日本企業を含む外国企業に対しネパールでの投資や事業展開に関する助言を行い、日本企業を含む外国企業のネパール進出を促進する。

2023年1月～2024年12月までの間にシャトル型で本アドバイザーを派遣することとし、合計6回の渡航を想定する。なお、以下の業務を通じて、C/P 機関を始めネパール政府側のオーナーシップを引き出しつつ、能力強化を図って行くよう留

意する。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 第１次国内準備期間（2023 年１月中旬）

① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ネパール政府作成の関連報告書等を参照し、ネパールの投資環境の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力（特に「外国投資アドバイザー専門家(2014 年以降)」の活動）の概要を把握・分析する。JICA ネパール事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

② ワークプラン（英文）を作成し JICA ネパール事務所による確認ののち JICA ネパール事務所ならびに JICA 南アジア部に提出する。

（２） 第１次現地業務期間（2023 年１月下旬～2023 年３月中旬）

① 現地業務開始時に、JICA ネパール事務所、C/P 機関にワークプラン内容を説明し、業務計画の承認を得る。

② 投資関連制度・手続面におけるネパール政府関係機関の管轄業務とその内容、外国投資促進に求められる許認可申請の手順、対ネパール外国投資に関する現況及び課題を C/P 機関、相手国関係機関及び在ネパール日本人商工部会、在ネパール日本国大使館、及び在ネパール外国関係機関等へのインタビュー、文献レビュー、ウェッブ掲載情報等を通じて収集し取り纏める。

③ ネパール政府関係機関のうち、特に産業・商業・供給省の投資関連業務の内容や投資誘致政策、ワンストップ・サービスの現状と課題を整理する。

④ ①による収集情報及び分析結果を踏まえて必要に応じてワークプランの修正を行う。

⑤ OIBN において OIBN 内部人材を活用した投資デスク（英語）の開設・運営に関する助言を行い、設置の準備を行う。

⑥ ネパールでの投資や事業展開を検討する日本企業を含む外国企業に対し、ネパールの投資・ビジネス環境に関する情報発信を行う。

⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。

⑧ JICA ネパール事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（３） 第２次国内準備期間（2023 年５月下旬）

① 第２次派遣にかかるワークプラン（英文）を作成、ネパール事務所との協

議を経てネパール事務所にもデータを送付する。

② JICA 南アジア部に業務の進捗状況、第２次派遣のワークプランを報告・共有する。

（４）第２次現地業務期間（2023 年 5 月下旬～2023 年 8 月上旬）

① 現地業務開始時に、JICA ネパール事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

② OIBN において投資デスクの開設・運営支援を行い、運営に向けた OIBN の能力強化を行う。

③ OIBN においてネパール外国投資促進関連文書のレビューを行い改訂、新規作成に向けた検討を行う。

④ 産業・商業・供給省の投資関連業務の内容や投資誘致政策、ワンストップ・サービスの現状と課題を整理する。

⑤ 経済特区庁の業務内容や経済特区等の設立・稼働状況等を確認し、課題を整理する。

⑥ ネパールでの投資や事業展開を検討する日本企業を含む外国企業に対し、ネパールの投資・ビジネス環境に関する情報発信を行う。

⑦ ネパール関係機関向けに外国投資促進セミナーを実施し、OIBN へ実施に係る助言・技術移転を行う。

⑧ 「海外就労者キャリア開発・起業家支援プロジェクト」（2023 年 4 月頃開始予定）と連携のうえ、日本で活躍する在留ネパール人（日本還流人材）の活用に関する施策の検討を行う。

⑨ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。

⑩ JICA ネパール事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（５）第３次国内準備期間（2023 年 11 月中旬）

① 第３次派遣にかかるワークプラン（英文）を作成、ネパール事務所との協議を経てネパール事務所にもデータを送付する。

② JICA 南アジア部に業務の進捗状況、第３次派遣のワークプランを報告・共有する。

（６）第３次現地業務期間（2023 年 11 月中旬～2024 月 1 月下旬）

① 現地業務開始時に JICA ネパール事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、

業務計画の承認を得る。

② OIBN に対し、外国投資誘致のための外国投資政策の立案・実施に関する助言・技術移転を行う。

③ OIBN において投資デスクの運営支援を行い、持続的運営に向けた OIBN の能力強化を行う

④ ネパール関係機関向けに外国投資促進セミナーを実施し、OIBN へ実施に係る助言・技術移転を行う。

⑤ OIBN に対し、官民連携（Public-Private Partnership）案件の契約交渉・締結・案件実施に関し、適宜助言を行う。

⑥ ネパールでの投資や事業展開を検討する日本企業を含む外国企業に対し、ネパールの投資・ビジネス環境に関する情報発信を行う。

⑦ ネパールでの投資や事業展開を検討する日本企業を含む外国企業に対し、ネパールの投資・ビジネス環境に関する助言を行う。

⑧ 「海外就労者キャリア開発・起業家支援プロジェクト」と連携のうえ、日本で活躍する在留ネパール人（日本還流人材）の活用に関する施策実践の支援を行う。

⑨ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。

⑩ JICA ネパール事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（７）第４次国内準備期間（2024 年 3 月中旬）

① 第４次派遣にかかるワークプラン（英文）を作成、ネパール事務所との協議を経てネパール事務所にもデータを送付する。

② JICA 南アジア部に業務の進捗状況、第４次派遣のワークプランを報告・共有する。

（８）第４次現地業務期間（2024 年 3 月中旬～2024 年 5 月下旬）

① 現地業務開始時に JICA ネパール事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

② OIBN に対し、外国投資誘致のための外国投資政策の立案・実施に関する助言・技術移転を行う。

③ OIBN において投資デスクの運営支援を行い、持続的運営に向けた OIBN の能力強化を行う

④ ネパール関係機関向けに外国投資促進セミナーを実施し、OIBN へ実施に係

る助言・技術移転を行う。

⑤ 投資庁に対し、官民連携（Public-Private Partnership）案件の契約交渉・締結・案件実施に関し、適宜助言を行う。

⑥ 投資庁に対し、産業・商業・供給省と協調した一体的な投資承認手続き、運営体制確立や経済特区庁との協働可能性にかかる助言を行う。

⑦ ネパールでの投資や事業展開を検討する日本企業を含む外国企業に対し、ネパールの投資・ビジネス環境に関する情報発信を行う。

⑧ ネパールでの投資や事業展開を検討する日本企業を含む外国企業に対し、ネパールの投資・ビジネス環境に関する助言を行う。

⑨ 「海外就労者キャリア開発・起業家支援プロジェクト」と連携のうえ、日本で活躍する在留ネパール人（日本還流人材）の活用に関する施策実践の支援を行う。

⑩ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。

⑪ JICA ネパール事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現 地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（９）第５次国内準備期間（2024 年 7 月中旬）

① 第５次派遣にかかるワークプラン（英文）を作成、ネパール事務所との協議を経てネパール事務所にもデータを送付する。

② JICA 南アジア部に業務の進捗状況、第５次派遣のワークプランを報告・共有する。

(10) 第５次現地業務期間（2024 年 7 月中旬～2024 年 9 月下旬）

① 現地業務開始時に JICA ネパール事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

② OIBN に対し、外国投資誘致のための外国投資政策の立案・実施に関する助言・技術移転を行う。

③ OIBN において投資デスクの運営支援を行う。

④ ネパール関係機関向けに外国投資促進セミナーを実施し、OIBN へ実施に係る助言・技術移転を行う。

⑤ ネパールへの外国投資促進セミナーを実施し、OIBN へ実施に係る助言・技術移転を行う。

⑥ 投資庁に対し、官民連携（Public-Private Partnership）案件の契約交渉・締結・案件実施に関し、適宜助言を行う。

⑦ ネパールでの投資や事業展開を検討する日本企業を含む外国企業に対し、ネパールの投資・ビジネス環境に関する情報発信を行う。
⑧ ネパールでの投資や事業展開を検討する日本企業を含む外国企業に対し、ネパールの投資・ビジネス環境に関する助言を行う。
⑨ 「海外就労者キャリア開発・起業家支援プロジェクト」と連携のうえ、日本で活躍する在留ネパール人（日本還流人材）の活用に関する施策実践の支援を行う。
⑩ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
⑪ JICA ネパール事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを 行う。

（11）第６次国内準備期間（2024 年 11 月上旬）
① 第６次派遣にかかるワークプラン（英文）を作成、ネパール事務所との協議を経てネパール事務所にもデータを送付する。
② JICA 南アジア部に業務の進捗状況、第６次派遣のワークプランを報告・共有する。

（12）第６次現地業務期間（2024 年 11 月上旬～2024 年 12 月中旬）
① 現地派遣期間中の活動を総括し、必要な場合には持続性の確保に向けたフォローアップを行う。
② 現地派遣期間の活動を総括するとともに、対ネパール投資促進のために C/P 機関及び関係省庁が実施すべき事項を提言として取り纏め、C/P 機関職員の能力向上ならびにネパール側関係機関の啓発を目的とした投資環境整備に係るセミナーを実施する。
③ 外国投資環境整備分野における次期協力案件につき、2025 年度の要請向けて、JICA ネパール事務所と協議・調整のうえ、ネパール側関係機関に対する助言・支援、及び JICA・日本政府による要請案件の検討に資するための情報収集・提供を行う。
④ 現地業務完了に際し、第 6 次業務結果報告書をカウンターパート機関に提出し、報告する。
⑤ JICA ネパール事務所に第 6 次業務結果報告書（和文・英文）を提出し、業務結果を報告、簡易な全体業務の総括を行う。

（13）帰国後整理期間（2024 年 12 月下旬）

専門家業務完了報告書（和文・英文）を監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１） ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

・英文 3 部（JICA 南アジア部、JICA ネパール事務所、C/P 機関へ各 1 部）

（２）現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

・英文 3 部（JICA 南アジア部、JICA ネパール事務所、C/P 機関へ各 1 部）

・和文 2 部（JICA 南アジア部、JICA ネパール事務所へ各 1 部）

また、第 6 次現地業務結果報告書（英文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏める。

・ネパール外国投資促進政策・アクションプラン等に関する提言

（３）専門家業務完了報告書（和文３部）

2024 年 12 月 24 日（火）までに提出。

現地業務期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA 南アジア部及び JICA ネパール事務所に提出し、報告する。

C/P と協働して作成した外国投資促進のためのアクションプラン等については各次報告書及び業務報告書に参考資料として添付して提出する。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇔シンガポール⇔カトマンズを標準とします。

（２）臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、JICA ネパール事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

・車両関係費
・セミナー等実施関連費
・事務所関連費
・資料等翻訳費
・プロジェクトスタッフ旅費
・専門家航空賃
・出張時交通費
・業務環境整備費

＊臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（３）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「７．業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は「２．契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、概ね 10 月上旬から下旬まで C/P 機関を含むネパール政府公官庁職員の多くが休暇に入るため、10 月を除いた期間で提案してください。

現時点でネパール入国時には 2 回のワクチン接種証明または PCR 検査陰性証明を保持している場合、隔離は必要ありません。隔離がある場合は隔離期間中の数日間は遠隔で業務を実施することになります。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア） 空 港 送 迎：第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
イ） 宿 舎 手 配：第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
ウ） 車両借上げ：第 1 次現地業務の際のみ、事務所手配。第 2 次現地業

務以降分はネパール事務所より臨時会計役を委嘱し、本コンサルタントが手配

エ） 通 訳 傭 上：なし

オ） 現地日程のアレンジ:第１次現地派業務期間開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ） 執務スペースの提供:ネパール投資庁内における執務スペース提供

キ） インターネット環境：OIBN執務場所におけるWIFI等による業務用インターネット環境は、本コンサルタントが手配

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料をJICAネパール事務所から配付しますので、np_oso_rep@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・ネパール国外国投資アドバイザー業務完了報告書（2014年～2019年）

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３）その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段

等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

⑥ 過去に途上国において民間セクター開発および外国貿易・投資に係る各種業務経験を有することが求められます。

以上